



B(2)②-3 サバティカル制度普及のための支援

サバティカル支援制度

「国立大学法人大阪大学サバティカル制度に関する指針」に基づくサバティカル制度を実施する部局等の常勤教員を対象に、海外の研究機関等に滞在して共同研究等を行う場合の、教育もしくは研究指導の負担の代替措置として、非常勤講師、特任教員等を雇用する際の人事費を支援する取組。

本事業のポイント

- ・サバティカル制度を実施する部局等に所属する常勤教員が、海外の研究機関に滞在して共同研究等を行う場合における支援。
- ・サバティカル制度については、現在12部局が導入。
- ・原則として1年以内。
- ・1件当たりの支援上限額は100万円。
- ・制度利用期間中、教員としての身分を保有。
- ・実施部局は、教員の職務の全部または一部を免除することができる。



取り組み実績と得られた成果

- ・平成27年度から実施し、これまで以下のような部局が採択されている。
 - 文学研究科
 - 法学研究科
 - 経済学研究科
 - 言語文化研究科
 - 高等司法研究科
 - 全学教育推進機構 等
- ・教員が担当している授業を代替する非常勤講師や、大学運営業務の一部を代替する特任教員の雇用経費として使用され、サバティカル制度の普及につながっている。



採択者の声

法学研究科 大久保規子 教授
(平成27年度採択)

- ・**サバティカル期間中の活動**: 水管理政策等、環境分野における参加型意思決定手法や環境司法の国際比較など
- ・**サバティカル期間**: 平成27年10月から半年間
- ・**滞在した海外の研究機関**: インド、ドイツ、アラブ首長国連邦、スイス、フランス、インドネシア、米国
- ・**成果**: 文献調査や現地ヒアリング、招待講演等により、情報収集、国際共同研究の推進ができた。
- ・**支援制度**: 環境法、行政法の授業を非常勤講師が担当。
- ・**ご意見**: この制度により、サバティカル取得に向けた調整が容易になった。有効な制度であり、継続・発展を望む。



インドにて環境裁判所主催の会議に参加・報告



インドネシアにおける現地ヒアリング調査にて

言語文化研究科 米田信子 教授
(平成28年度採択)

- ・**サバティカル期間中の活動**: バントゥ諸語（マテンゴ語、ヘレロ語など）の形態統語論的比較検討
- ・**サバティカル期間**: 平成28年4月から半年間
- ・**滞在した海外の研究機関**: ロンドン大学 SOAS バントゥ諸語研究の国際共同プロジェクトに参画
- ・**成果**: 国際プロジェクトの客員メンバーとしてバントゥ諸語のデータ検討データベース作成ができた。
- ・**支援制度**: 通年科目の専攻語実習を非常勤講師が担当することで、2学期の授業にスムーズにつなげることができた。
- ・**ご意見**: この制度により、同僚の授業負担を増やすことなくサバティカルをとることができたのはありがたかった。



講演会での様子



国際プロジェクトのワークショップ後の様子

今後の課題

- ・サバティカル制度の更なる普及。
- ・海外の研究機関等での研究活動による、本学の研究の更なる国際化への貢献。